

令和3年度 小学校入学時 費用一覧

区分		金額
制服	男・女 上着	10,480
	チェックスカート	8,944
	チェックズボン	5,844
	男・女 ポロシャツ(長袖)	2,795
	男・女 ポロシャツ(半袖)	2,795
	計	30,858

体操服	トレシャツ(半袖)	2,250
	クォーターパンツ	2,100
	赤白帽子	650
	体操袋	360
	名前シール	110
	計	5,470

給食	給食エプロン	1,150
	給食帽子	410
	給食袋	510
	給食マスク	120
	計	2,190

学用品	さんすうぼっくす	2,200
	粘土	510
	粘土ケース	240
	工作マット	460
	書き方ペン	170
	計	3,580

各自で準備	クレパス16色	616
	クーピーペンシル12色	554
	工作はさみ	110
	2B鉛筆(1ダース)	432
	消しゴム	110
	計	1,822

学年毎の学級費内訳(小学校)

第1学年	
収入	
1学期計	7,000
2学期計	4,000
3学期計	4,000
第1学年計	15,000
支出	
副教材費計	11,866
その他計	3,134
第1学年計	15,000

第4学年	
収入	
1学期計	4,000
2学期計	4,000
3学期計	3,000
第4学年計	11,000
支出	
副教材費計	9,698
その他計	1,302
第4学年計	11,000

第2学年	
収入	
1学期計	4,000
2学期計	4,000
3学期計	2,500
第2学年計	10,500
支出	
副教材費計	7,430
その他計	3,070
第2学年計	10,500

第5学年	
収入	
1学期計	4,000
2学期計	4,000
3学期計	3,000
第5学年計	11,000
支出	
副教材費計	8,770
その他計	2,230
第5学年計	11,000

第3学年	
収入	
1学期計	4,000
2学期計	4,000
3学期計	2,300
第3学年計	10,300
支出	
副教材費計	6,840
その他計	3,460
第3学年計	10,300

第6学年	
収入	
1学期計	4,000
2学期計	4,000
3学期計	3,000
第6学年計	11,000
支出	
副教材費計	9,766
その他計	1,234
第6学年計	11,000

令和3年度 中学校入学時 費用一覧

区分		金額
男子制服	学生服上衣	20,961
	学生服ズボン	8,364
	半袖シャツ	4,750
	スラックス	7,685
	計	41,760
女子制服	セーラー服	20,961
	ジャンパースカート	16,770
	新ネクタイ	484
	半袖シャツ	6,008
	スカート	11,319
計	55,542	
体操服	長袖上衣	4,600
	長ズボン	4,400
	半袖シャツ	2,800
	ハーフパンツ	3,200
	帽子	980
	計	15,980
その他	体育館シューズ	2,900
	上履きスリッパ	1,600
	学校指定通学バック	9,200
	ヘルメット	1,400
	自転車鑑札シール	230
	防寒着ジャンパー	6,700
	防寒着ズボン	4,500
	計	26,530

令和3年度 学年毎の学業費内訳(中学校)

第1学年	
収入	
学業費	59,000
支出	
副教材費計	20,022
修学旅行積立	27,000
PTA会費	3,960
その他計	8,018
1学年計	59,000

第2学年	
収入	
学業費	54,000
(繰越)修学旅行積立	27,000
(繰越)第1学年	4,936
第2学年計	85,936
支出	
副教材費計	23,773
修学旅行積立	25,000
PTA会費	3,960
(繰越)修学旅行積立	27,000
その他計	6,203
第2学年計	85,936

第3学年	
収入	
学業費	9,000
(繰越)第2学年	30,486
第3学年計	39,486
支出	
副教材費計	21,814
PTA会費	3,960
卒業アルバム	8,250
その他計	5,462
第3学年計	39,486

制服代等諸費用

	公立保育所	若葉保育園 うきは幸輪保育園	遊林愛児園
体操服半袖シャツ	1,300	1,900	1,500
体操服半袖ズボン	1,150	2,000	1,100
体操服長袖シャツ	1,850	2,800	2,800
体操服長袖ズボン	1,850	2,900	2,500
帽子	1,000	1,000	1,250
リュック	2,800	3,600	3,900
主食費（月額）	—	500	500
保護者会費（年額）	6,000	2,400	4,000
絵本代（月額）	400～450	400～500	—

【参考】令和4年度 うきは市1号認定利用者負担

階層区分	市民税課税額	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯	×	×	×
第2	市民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯を含む) 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯	×	×	×
	市民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	×	×	×
第3	市民税所得割課税額 77,100円以下 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯	×	×	×
	市民税所得割課税額 77,100円以下	×	×	×
第4	市民税所得割課税額 211,200円以下	○	○	×
第5	市民税所得割課税額 211,201円以上	○	○	×

- ※ 利用料は無償となります。
- ※ ○…副食費負担有、×…副食費徴収免除
- ※ 副食費は、8月分までは前年度課税額、9月以降は当年度課税額により決定します。
- ※ 市民税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。
- ※ 同一世帯から2人以上の児童が小学校3年生まで、もしくは保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、年齢が高い順に3人目以降は無料となります。

多子世帯の軽減

平成28年4月から所得割額77,100円以下の世帯については、第何子かのきょうだい判定をする際、年齢制限がなくなります。そのため、生計を一にする以下の者もきょうだいとしてみなすことができます。【①保護者に監護される者(未成年)②保護者に監護されていた者(①が成年に達した者)③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②以外)※一部対象外となる場合がありますので市へお尋ねください。】

【参考】 令和4年度 うきは市2・3号認定利用者負担額

		3歳未満児保育料		3歳児以上副食費
		保育短時間	保育標準時間	
第1 (第1)	生活保護世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円
第2 (第2)	市民税非課税世帯 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円
	市民税非課税世帯	0円 (9,000円)	0円 (9,000円)	0円
第3 (第3)	市民税所得割課税額 48,600円未満 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯	9000円 (18,300円)	9000円 (18,500円)	0円
	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,300円 (19,300円)	19,500円 (19,500円)	0円
第4 (第4)	市民税所得割課税額 97,000円未満	9,000円 (29,600円)	9,000円 (30,000円)	0円
	うち 77,101円未満 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯 上記以外 ※57,700円未満は副食費無料	26,600円 (29,600円)	27,000円 (30,000円)	4,500円
第5	市民税所得割課税額 132,000円未満	35,500円	36,000円	4,500円
第6 (第5)	市民税所得割課税額 169,000円未満	41,400円 (43,900円)	42,000円 (44,500円)	4,500円
第7 (第6)	市民税所得割課税額 301,000円未満	47,200円 (60,100円)	48,000円 (61,000円)	4,500円
第8 (第7)	市民税所得割課税額 397,000円未満	50,200円 (78,800円)	51,000円 (80,000円)	4,500円
第9 (第8)	市民税所得割課税額 397,000円以上	68,900円 (102,400円)	70,000円 (104,000円)	4,500円

- ※ ()内は国基準
- ※ 3歳児未満は保育料、3歳児以上は副食費の負担額です。
- ※ 4月初日現在の年齢により区分されます。年度途中で年齢区分は変わりません。
- ※ 保育料・副食費は、8月分までは前年度課税額、9月以降は当年度課税額により決定します。
- ※ 市民税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。
- ※ 同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園等を利用している場合、年齢が高い順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料になります。副食費は3人目以降が無料になります。

多子世帯の軽減

平成28年4月から所得割額 57,700円未満の世帯については、第何子かのきょうだい判定をする際、年齢制限がなくなります。そのため、生計を一にする以下の者もきょうだいとしてみなすことができます。【①保護者に監護される者(未成年)②保護者に監護されていた者(①が成年に達した者)③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②以外)】
※一部対象外となる場合があるので市へお尋ねください。】

母子、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯

母子、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯は第2階層では保育料は無料ですが、平成29年4月から第3階層及び所得割課税額が77,101円未満の第4階層の世帯は上記の負担額となり、第2子以降は無料となります。

○学童保育所利用料一覧(月額)

No.	学童	利用料(月額)	うちおやつ代
1	吉井	5,000	1,500
2	千年	5,000	1,500
3	江南	5,000	1,500
4	福富	5,000	1,500
5	御幸	5,000	1,500
6	大石	5,000	1,500
7	妹川	1,500	400
8	遊林	4,500	1,500

※利用料はおやつ代含む

○学童保育所利用料一覧(長期休みのみ利用)

No.	学童	利用料(特別月)	うちおやつ代
1	吉井	20,000	3,000
2	千年	20,000	3,000
3	江南	20,000	3,000
4	福富	20,000	3,000
5	御幸	20,000	3,000
6	大石	20,000	3,000
7	妹川	1,500	400
8	遊林	11,000	1,500

※利用料はおやつ代含む

NO.	市町村名	入院 1日あたりの自己負担額(月7日上限) 【○:自己負担無し】										通院 1月あたりの自己負担額 【○:自己負担無し】						所得制限 【○:無し】	平成29年4月以降に 使用する医療証	
		助成対象		3歳未満		就学前	小学生	中学生	18歳 年度末	助成対象		3歳未満		就学前	小学生	中学生	18歳 年度末		子ども 医療証	乳幼児医療証 (※特別に臨時の 対象あり)
		小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生					
1	北九州市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	600円	1,200円	1,600円	○	○			
2	福岡市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500円			○	○			
3	大牟田市	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円		○	○			
4	久留米市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	1,000円	1,600円	○	○			
5	直方市	●	●	○	○	500円				●	●	○	800円(小3) 1,200円(小6)	1,600円		○	○	○(15年4月頃まで)		
6	飯塚市	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,200円		○	○			
7	田川市	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
8	柳川市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	1,200円		○	○			
9	八女市	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	1,200円		○	○	○(15年3月頃まで)		
10	筑後市	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,200円		○	○			
11	大川市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	1,200円		○	○			
12	行橋市	●	●	○		500円				●	●	○	600円			○	○			
13	豊前市	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	800円		○	○			
14	中間市	●	●	○	○	○	○			●	●	○	600円	1,600円		○	○			
15	小郡市	●	●	○	○	500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
16	筑紫野市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○			
17	春日市	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
18	大野城市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	1,200円		○	○			
19	宗像市	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,600円		○	○			
20	太宰府市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○			
21	古賀市	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
22	福津市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	1,600円		○	○	○(15年3月頃まで)		
23	うきは市	●	●	○	○	500円				●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○			
24	宮若市	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,200円		○	○	○(15年3月頃まで)		
25	嘉麻市	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○		○	○			
26	朝倉市	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,200円	1,600円	○	○			
27	みやま市	●	●	○		500円				●	●	○	600円	800円		○	○			
28	糸島市	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円		○	○			
29	那珂川市	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	1,200円		○	○			
30	宇美町	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
31	篠栗町	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
32	志免町	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
33	須恵町	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
34	新宮町	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,200円	1,600円	○	○			
35	久山町	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
36	粕屋町	●	●	○		500円				●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○			
37	芦屋町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
38	水巻町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
39	岡垣町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	1,200円	1,200円		○	○		
40	遠賀町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
41	小竹町	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,200円	1,600円	○	○			
42	鞍手町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
43	桂川町	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	600円		○	○			
44	筑前町	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,200円	1,600円	○	○			
45	東峰村	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
46	大刀洗町	●	●	○	○	500円				●	●	○	○	1,000円		○	○	○(15年3月頃まで)		
47	大木町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
48	広川町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
49	香春町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
50	添田町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
51	糸田町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
52	川崎町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
53	大任町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
54	赤村	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
55	福智町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○	○	○			
56	荏田町	●	●	○		500円				●	●	○	600円			○	○			
57	みやこ町	●	●	○		500円				●	●	○	600円			○	○			
58	吉富町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	800円		○	○			
59	上毛町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	800円		○	○			
60	築上町	●	●	○	○	○	○			●	●	○	○	600円		○	○			

※ 償還払いです(窓口では支払が必要です)。
なお、県外受診や他医療併給等で償還払いとなる場合があります。

令和4年7月22日 厚生文教常任委員会調査【追加提出資料】

R4.8.10市民生活課

○子ども子育て支援策(子ども医療制度)に関する「令和3年度受診者自己負担額及び公費助成額調べ」
 ※「受診者自己負担」の件数、負担額には、限度額未満の受診分は含んでいません。「公費助成」には全件を含んでいます。

子ども医療	入院				通院 (柔整・その他含む)				
	自己負担 限度額	受診者自己負担		公費助成	自己負担 限度額	受診者自己負担		公費助成	
		件数	負担額			件数	助成額		件数
3歳未満	無料	—	—	78件	3,479,991円	無料	—	10,206件	20,174,312円
就学前	無料	—	—	37件	1,979,865円	600円/月	4,001,800円	10,378件	14,568,001円
小学生	500円/月 (7日限度)	27件	57,000円	27件	2,161,440円	1,200円/月	8,724,000円	11,796件	19,499,311円
中学生	500円/月 (7日限度)	26件	65,500円	26件	1,628,280円	1,600円/月	3,321,600円	3,721件	7,296,403円
合計		53件	122,500円	168件	9,249,576円		16,047,400円	36,101件	61,538,027円

+α(限度額未満分)

●令和4年7月22日厚生文教常任委員会調査時提出資料の一部訂正について

「子ども子育て世帯への支援策(令和3年度以降の国民健康保険等制度)について」資料の3ページ、(2)3歳以上就学前の通院を無償化(令和5年1月1日～)中の表の下段、■令和3年度600円負担の実績、の数値を次のとおり訂正いたします。

【誤】国保787件、社保10,539件、合計11,326件
 年間の追加費用負担(概算)⇒約680万円+α
 ※上記件数は600円未満の件数を含まない(α)



【正】国保975件、社保5,693件、合計6,668件
 年間の追加費用負担(概算)⇒約400万円+α
 ※上記件数は600円未満の件数を含まない(α)

※資料作成時に誤ったデータを確認しておりました。今後このようなことがないよう厳重にチェックしてまいります。